

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成29年 1月18日

住 所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号

氏 名 旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 真徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西川 将人



許可の年月日	平成29年 1月18日	許可番号	旭環指指令第280060号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 木くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びに紙くず（廃石膏ボード） 紙くず 繊維くず		
設置場所	旭川市東鷹栖東2条3丁目137番172、260		
処理能力	294.48t／日（12時間） 24.54t／時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格 A列4番)